

『筑紫古典文学の世界』 上代・中古

林田正男編 おうふう刊

一九九七年九月発行

『万葉集』の表記 ― 巻五に関連して ―

日吉盛幸

一 句数と字種数グラフ

いうまでもなく『万葉集』は漢字ばかりを用いて表記した、漢詩文などをも含む和歌集である。目録部も含めた巻 から巻 までに使用されている漢字の総字種（異なり字数）は約2500文字を数え、総延べ字数は約181600文字にも及ぶ。今、この『万葉集』全二十巻に使用されている漢字の字数（以下、目録部を除く）を、歌句部は 縦棒グラフで、漢文部（題詞・左注・漢詩文など）は 縦棒グラフで巻ごとに積み重ねて図示する。また同じく歌句部一と漢文部 との二つに分けて、その使用字種数値をそれぞれ折れ線グラフで、また更に、和歌が五音句と七音句とから成り立っていることに着目して、一句をなす五・七音節の平均を各歌体の多寡による誤差を考えずに六音節とすると、一句が何文字で表記されているのかの、巻ごとの総句数（図表最下段値）に対する歌句部のみの字数の割合である句中平均字数値を折れ線 グラフで、図示すると「図表」のようになる。

二 仮名表記と巻五

まず、「図表」上部の句中平均字数の値が 9 字以上と山型に高い巻 は、和歌の一句の基調である五・七音節数に文字数が近接し、一字一音節表記と呼ばれる諸巻である。

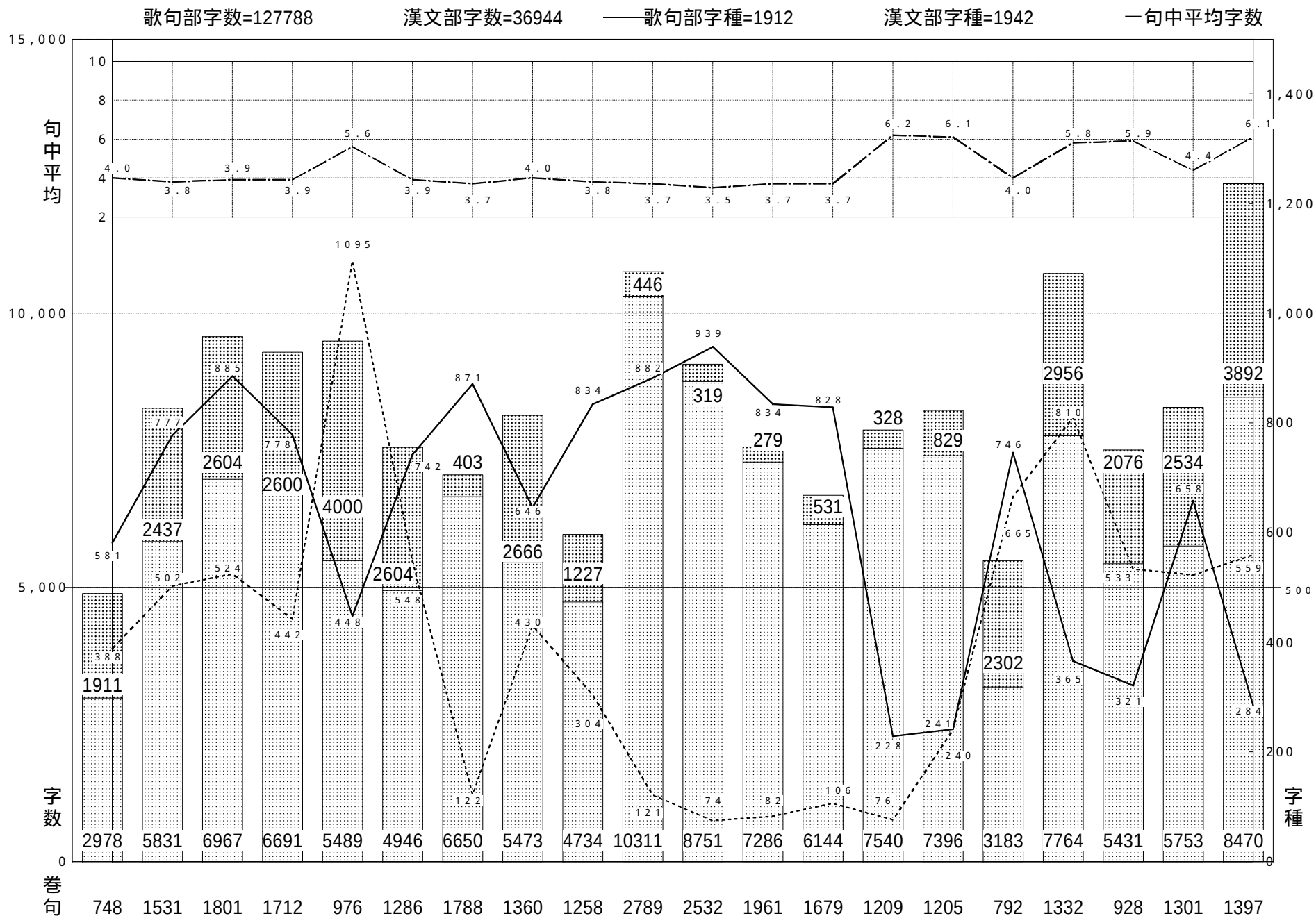
これらの巻々の表記は音節に文字が対応しているばかりでなく、句中平均字数が山型であるのとは対称的に歌句部の字種数が低く、すべて500字未満と谷型を示している。つまり、音数律が固定している限られた文字表現の中で同一の文字を繰り返し多用しているのは、そこに使用されている文字が、表意文字（真字）ではなく表音文字（仮字）を中心に表示している、いわゆる一字一音節の仮名表記を主体とした歌巻である。

その中であつて巻 の歌句部字種が448字と他巻に比して谷型が浅いのは、国歌大観番号八八三番以前の歌々に比べて、八八四番以降の歌、特に山上憶良の歌々に訓字表記の多発することが原因する。ただし、訓字を除く仮名字母に關していえば、たった一字の訓仮名「裳」（八九七）を例外としてすべて音仮名であることは他巻と異なる。巻頭の同伴旅人の歌（七九三）を取り挙げて、仮名表記について述べてみよう。

余能奈可波 牟奈之伎母乃等 志流等伎子 伊与余麻須万須 加奈之可利家理

さて、単に仮名表記といっても現代における音節と仮名との関係とは、後述する傍線を施した特殊仮名を除外しても、大きく異なる。すなわち、現代ではその大部分のものが、一音節（yo）に対して平仮名「よ」か、片仮名「ヨ」か的一种、混用したとしても二種であるのが原則である。しかし、上代ではこのようなことはむしろ例外で、一音節を示す仮名

「万葉集20巻の字数と字種」図表（目録部を除く）



は数種あるのが普通である。例えば前歌の /yo/ という一つの音節を表すのに用いた仮名は、同一歌中においてさえ「余・与」の二種、巻 ではこの他に「欲・用・容」などがある。通説の上代八母音説によれば『万葉集』全体では八十七音節（いろは歌⁴、濁音⁵、特殊仮名⁶ヤ行エ /ye/ を含む）が存在するが、歌句部の総字種 1912 字中、一字一音節仮名は 700 余字ある。しかも、集中の一字一音節仮名の中には、一つの字種、例えば「移」に対してイ・ヤ二種の音仮名字母、「鳥」に対してウ・ヲの二種の音仮名字母となっている仮名があるほか、音・訓両用仮名（「野」「夜」「毛」「麻」「衣」など）まであわせ含めると一字種二字母以上の一音節仮名は 100 余例が確認でき、複雑な様相を呈している。しかしながら、全体的に見ればこのように不合理で混乱をきたすかに見える仮名の用法も、各巻別、作歌者別など個別的な条件の下では比較的理解し易いといえそうである。上に見た例に則せば、仮名字母は同一字種の正訓字（「移る」「鳥」）との交用は避けられる傾向にあるし、「移」をイに使うのは巻 の大伴家持関係歌に例と巻 に例で、ヤに使ったのは巻 の藤原房前の歌に例のみであり、「鳥」をウに使うのは巻 を除く巻

の仮名主体表記歌巻で、しかも「鳥梅」に充てる時のみ、ヲに使ったのは柿本人麻呂歌の巻 「鳥徳自物」（『代匠記』）一例のみである。音・訓両用仮名についても、例えば「余乃奈迦野」（八〇四）は古写本・版本すべて「ヨノナカノ」と施訓しているが、「野」が文脈上から係り結びによる反語のヤである（『古義』）ばかりでなく、同一歌中にすでに「周具斯野利都礼」とある。巻 で「野」は訓仮名「ノ」には使わない（「大野山」七九九の固有名詞は対象外）し、反対に「野」を音仮名ヤに使うのは巻 のみである（因みに、巻 固有の音仮名に汗愛俗卑嬪返尾微舞味喻がある）。加えて、巻 には直接関与しないが、万葉集で音仮名と訓仮名とを交えて一文もしくは一単語を表した狭義の意味での音訓交用表記中に用いる訓仮名あるいは音仮名は、「毛」を除いて、仮名として訓（音）専用のものか、両用仮名のうちの訓（音）頻度の高いものに限られ（稲岡耕二『萬葉表記論』1976）、誤読を防ぐための慎重な配慮がなされているという。

次に同じく前歌で、/na/ の音節は三度現れるが三字とも「奈」仮名である。巻 では「奈」154 例、「那」21 例の二種の字母があり、「那」は憶良歌に特徴的ではある（11 例）が、旅人歌にも「梅花の宴」（八二二）に例ある。しかし、「梅花の宴」の筆録者は「筑前守山上大夫」とある憶良でも、「主人」とある旅人でもない別人の手になると考えられるから、かえって三箇所同字は旅人的であるとさえいえる。一方、/yo/ の音節も三度現れるが第四句目の /yo/ は連続したので「伊与余」と音節単位で字種を変える広義の意味で

の変字法のかたちをとっている。もっともこの変字も作歌者自身のものなのか、あるいは筆録者や編纂者、更には伝本の書写者の意識によるものであるのかの判断は慎重でなければならぬが、巻の歌句中おどり字（重点々）ㄱ例の単純頻度率では、憶良歌が82句中52字の3%であるのに対し、旅人歌は30句中に1例（81第二句）のみで3%という状況（日吉『万葉集歌句漢字総索引』附編1992）である。つづく「麻須万須」の二音節の反復でも、憶良歌の「奈保々々」（『類聚古集』による。『西本願寺本』では「奈保奈保」ハ〇一）、「久礼々々」（ハ八八）、「家布々々」（八九〇）、「許等々々」（八九七）、吉田宜歌の「麻都々々」（ハ六五）、「波漏々々」（ハ六六）に対して旅人歌に例を見ず、この場合も反復の重点を避けている。このような点を考慮すると、やはり掲載歌は旅人自身の個人的な表記意識が使用字母に反映しているとみなすことができるのである。

ところで、これらの仮名主体表記諸歌巻においても、巻は漢文部の字種が1095文字と突出して高く、題詞・左注をもつ訓字表記の巻でも漢文部の字種の平均が400〜500前後であるの比べれば、第二位の巻810字種と共に他の諸巻とはきわだった違いを示している。承知のように『万葉集』が後世の和歌集と大きく相違する点の一つとして漢詩文が含まれている事実が指摘されている。その主だった作品がこの二巻に集中しているがための数値結果である。歌謡の仮名表記と漢文表記との関連について、夙に春日政治は「仮名発達史序説」（岩波講座『日本文学』1933『著作集1』1983所収）において、

元来記・紀に於ける一音一字式は、編者の意識的整理が施されてゐて、漢文中に挿入する純国語としての彼の訓註と共に、其の漢文と画然区別さるべく企てられた跡が顕著である。（中略）尚万葉集巻五の歌が一音一字式を取ったことなども、序文や書簡の長い漢文に挿入されたことを暗示してゐるやうにも思はれるのである。

と述べている。巻の作品群は神龜五年から天平五年ごろまでと作歌年次の幅が狭く、この巻だけで「編者の意識的整理」（旅人説・憶良説・旅人周辺者説がある）が施された一箇の編纂物をなしているとみなすことができるから、それ以前に成立していた『記紀』の表記形式、つまり散文は漢文式に、歌謡は音仮名主体による表記形式を継承したものであるといえる。更に、この春日説を基軸として古屋彰は「序や書簡の漢文と歴然区別するためにとられた歌謡の仮名表記の法が、あくまで対他意識を前提とするものであっただけに、漢文を伴わない場合でも他に示す」意識があつた（『万葉集仮名表記歌の表記意識をめぐって上・下』『国語と国文学』1967.5-6）という注目すべき論を提出し、漢文部の字種数が低い巻東歌（東国地方語彙を示す）、巻前半部（遣新羅使人等歌は長上に示す）後半部（中臣

宅守と茅上娘子の贈答歌）にも適用できることなどから説得力をもつ。ただし、古屋説が「この時期においてもなお（稿者注、巻 所載歌の天平勝宝二年から五年ごろ）、私的には音訓交用表記が最も自然であった」としたことについては、当時、なお万葉歌は「万葉仮名文よりも漢文体に近い変体漢文体や漢字仮名交じり文体の方が」正式の表記法であり「晴れの場合の表記体である」と意識されていた」とする井手至らの主張（「万葉集の文字意識」『萬葉集講座』第三巻¹⁹⁷³）とで、そこに文字表記意識論の差を見る。古屋説がいうように、たとえ「一字一音を主体とする仮名表記が音訓交用表記に比して新しい時代性を示し」としても、それが直ちに音訓交用表記が「私的」であったことには繋がらないように思う。

三 訓字表記

次に訓字表記についてごく簡単に触れておこう。歌句部の字種数が939と一番高い巻は、正訓文字を主体としているからである。また、字種の500を線対称として、漢文部の字種数が14と最も低いのは、漢詩文はもちろん和歌一首ずつの作歌事情にかかわる題詞や左注などがなく「正述心緒」「寄物陳思」などの分類項目があるのみの結果である。さらに注目すべきはこの巻の句中平均字数が5と二十巻中も最も低いことである。すなわち、この巻には柿本人麻呂歌集から一度に「一百四十九首」（二五一六左注）を採り集めて載録した中に、散文の和化漢文体の如きものや各句二文字ずつで揃えた漢詩の如きものなど、いずれも正訓文字わずか十文字で表記した歌を含む、いわゆる「略体歌」（阿蘇瑞枝『柿本人麻呂論考』1972）と呼ばれる歌々があるからである。

・白玉しらたまを・従てにまき・手纏わすれじにあまひじこほ・不なにかをほらむ・忘わすれ・念なにかをほらむ・何なに・畢はらむ（二四四七）
・春楊はるやなぎ・葛かつらぎ・山やまに・發雲たちくもの・立座たちでもあて・妹いもをしそおもむ・念おもむ（二四五三）

第一首目の意字的な「従」「不」を除き、助詞・助動詞・活用語尾を一切表記しない上に、第二首目は序詞の類音「たつ」に変字を用いた訓字表記の典型で、「略体歌」命名以前すでに江戸時代から簡古（『代匠記』惣釈）体・詩体（賀茂真淵「柿本朝臣人麻呂歌集之歌考序」などの呼称を持ち、書式、読み添え、私家集編纂などの論点からも重要であった。殊に近時、稲岡は表記史という立場から「すべてを訓字で表し、付属語表記の極端に省かれたものは、比較的に古い時代の表記」（古体歌）であり、次述する「音仮名を多く混じえて語形の細部まで丹念に表すのは新しい」表記（新体歌）であると主張している。

この極端な訓字表記の書式と一字一音節仮名表記との中間にあるのが、巻 を含む歌句部の字種500以上の巻々の歌々で、訓字を主体として日本語特有の助詞・助動詞・活用語尾などを音・訓仮名によって補助的に表記した訓字主体表記（広義の音訓交用表記）で

ある。

・何所いづく余に可か 船泊ふねはて為良武らむ 安礼あれ乃崎のさき 榜多こぎた味行之みゆきし 棚無たなし小船をぶね (五八)

・憶良おくらは等者らは 今者いまは将まか・罷らむ 子将こなく・哭らむ 其彼母毛そのかははも 吾乎あをまう将らむ・待曾そ (三三七)

助詞・助動詞の表記を明示し読み添えを必要としない上に、一首目は固有名詞「安礼」に音仮名を使用する原初的表記で読み誤りを防いでいる。更に傍線部の補助的部分を小字で書いた、いわゆる宣命書せんみょうがき(宣命小書体)と呼ばれる表記形式で記した和歌もある。

・虚見そらみ都山跡つやまとの乃国波水のくに はみづ・上波地往如久船うへはつちゆくごとく ふねのうへ 上波床座如大神乃鎮在国曾はとこをあるごとおほかみの いはへるくにき…… (四二六四)

宣命そのものは公式令第廿一詔書式くしきりょうにも規定されている和文体の詔みことのりであり、「重大な内容を有するものであるから、読み誤らないように、万葉仮字をもって、語尾の類を明記」(武田祐吉「大歌と歌宣命と」『著作集五』1973)したが、この形式は広く日用文にも用いられ(武田同書)、持統朝や文武朝の宣命は付属語と自立語を同大に記す宣命大書体で記されていたことが、藤原宮跡出土の木簡類からも判明している(阪倉篤義「国語史料としての木簡」『国語学』76、1969.3)。

以上、前節「仮名表記」を含めて古屋説の用語を援用すれば、万葉和歌の表記形式を純仮名表記歌・準仮名表記歌・純訓字表記歌・準訓字表記歌(広義の音訓交用表記)の四類に分類することができるわけであるが、その史的推移は「大勢では訓字専用→音訓交用→音仮名専用という段階を踏んだ」(小谷博泰『木簡と宣命の国語学的研究』1986)にしる『古事記』以前に成立していたとする『柿本朝臣人麻呂之歌集』より採られた歌に、『古事記』に見られる特殊仮名「モ」の二種の書き分けの跡がない(馬淵和夫「万葉時代の音韻」『別冊国文学』3、1979.5)ことなども一因として、一律には規定できない要素を多分に含んでいる。

四 特殊仮名遣い

前述の一字一音表記と密接に関連して、一般に「上代特殊仮名遣い」と呼ばれていることがらがある。この呼称そのものには研究史上からの命名の問題があつて、「特殊」なのは「仮名」の使い方ではなくて、上代の音韻であつたことは後述どおり注意を要する。

さて、説明の手始めとして、まず新・旧かなづかいの差が一番はつきりとしている五十音図でのア行とワ行とのかなづかいから考えてみたい。一九四六年の内閣訓令第八号「現代かなづかい」の告示の細則の第一類の1は、

旧かなづかいのぬ、ゑ、をは、今後い、え、おと書く。

ただし、助詞「を」は、もとのままとする。

とある。それまでワ行の「ヰ・ヱ・ヲ」で表記していた、

藍・居る・参る・水道・植ゑる・声・公園・末・杖・青い・魚・温度・十

などを現代文の口語体では、ア行の「イ・エ・オ」で表記することになり、「旧かなづかい」の五十音図にあった「ヰ・ヱ」が、すがたを消すことになった。この細則から助詞で使用する時の「ヲ」を除いたのは、前節の訓字主体表記「吾を待つらむそ」や宣命書で見たとように膠着語としての日本語の特性を現代文において明確にするためだったと思われる。それはともかく、現代の五十音図でワ行が「イ・エ・ヲ」となったのと同じように、ヤ行の「イ・エ」ももともとは区別されていたのではないかと考えるのはごく自然のことである。しかし、もとより五十音図は奈良時代当初から存在していたわけではないし、日本最初の現存する漢和辞書で、和訓を万葉仮名で記している『倭名類聚鈔』（承平931〜938年中）などでもア行とヤ行の「エ」のはっきりとした区別は認められないよう（「枝・柯衣太」「肢衣太」）である。従って、通常の古語辞典類においても、「ゑ」の見出し語は当然存在するものの、ヤ行で「エ」を見出し語に立てるものは存在しないのが現状である。

因みに、明治六年『小学教授書全』の五十音図ではア・ヤ・ワ行を

ア イ ウ エ オ ヤ レ ユ イ ヨ ワ ヰ 于 エ ヲ

と区別して表記している。しかし、江戸期にはヤ行を「ヰ・ヱ」とした例（『倭字古今通例全書』ほか）もあり（馬淵和夫『五十音図の話』1993）、ア・ヤ・ワ行のi列・e列の混用を窺わせる。

ところが、奈良時代まで遡るとア行の*ae*とヤ行の*ie*とは截然と書き分けられている（ヤ行の*i*は確認されていないが、馬淵和夫「万葉集の音韻」は存在の可能性を示唆する『萬葉集講座』第三巻1973）。動詞の終止形はu列音で終わり、ア行はウ、ヤ行ではユと区別できる。例えば口語の下一段動詞「得る」は文語で下二段動詞「得」であり、未然、連用、命令形はエである。この「得」が完了の助動詞タリや接続助詞テを伴った場合の一字一音節の音仮名を見ると、

・得かてにすといふ安見兒衣たり （九五） ・すり袋今は衣てしか （四一三三）
・龍の馬も今も愛てしか （八〇六） ・雁を使ひに衣てしかも （三六七六）

と「衣」「愛」仮名で表記されたが、同じ下二段動詞でも終止形がユとなるヤ行の「越ゆ」（「絶ゆ」「生ゆ」「見ゆ」など）の未然形、連用形のエの仮名は、

・手兒の呼坂古要がねて （三四四二） ・顧みず我は久江行く （四三七二）
・生駒山古延てそ我が来る （三五八九） ・生駒の山を故延てそ我が来る （三五九〇）
と「要・延／江」で表記されていて「衣」では書かれることがない（／以下は訓仮名）。こ

のような手順でエの仮名を整理する（哀・埃『日本書紀』）と、

ア行 衣・依・愛・哀・埃／榎・得・荏 「榎木、得も名付く、感動のえ」
ヤ行 延・要・曳・馥・遙／江・吉・兄・枝・柄 「兄媛、入江、枝、吉し」

のようにア行とヤ行とで区別でき、交錯することがない。このことから、

・ 江林にやどる猪鹿やも （一二九二）

の「江林」を「榎の林」と解釈することは仮名違いの点から認められない。また、

・ 山の端の左佐良榎壮子（左注で「佐散良衣壮子」） （九八三）

・ あなにやし愛袁登古を （神代記）

・ あなにゑや可愛少男を 可愛、此をば哀といふ （神代紀）

の『万葉集』と『古事記』の仮名表記「エをとこ」の例は、その意味が『日本書紀』の訓注「可愛」から、「吉し」で「良い若者」の意ではなく、「かわいい若者」の意と判断できる（『新編古典全集』1994）など、仮名の書き分けによる用法は、語義・語構成・語法の正しい解釈を決定づける点からも重要となっている。しかるに、巻の大伴家持の歌には「岩根踏み山古衣野行き（四二一六）」とヤ行のエ/ye/であるべき「越え」のエを表すのに、ア行のエ/e/の仮名である「衣」を使用している違例が一箇所ある。違例は語義・語法の考察をする点では難題となる。しかし逆に、『万葉集』の巻には破損があつて平安時代中期以前に修理した時に、このような違例を生じさせたとする説（大野晋「万葉集巻十八の本文に就いて」『国語と国文学』1947.4）にとつてはこれまた重要な手掛かりとなっている。

要するに、五十音図でいうア行とヤ行の「エ」は行（子音）を異にし、平安中期の天暦年間（947～957）ごろ以降から発音の違いに基づく仮名の用法上の区別がなくなった（大矢透『古言衣延辨証補』1907）といわれるが、少なくとも記紀『万葉集』などの奈良時代の文献では、発音が言い分け聞き分けられていたからこそ書き分けられた実態を知る。

以下、説明の手順からいえば逆転するが、通説の上代八母音説に従えば、すでに見てきたエの他にも、上代では a・i・u・e・o の五母音に加え ・ ・ の中舌母音が存在し、キ・ギ・ヒ・ビ・ミ／ケ・ゲ・ヘ・ベ・メ／コ・ゴ・ソ・ゾ・ト・ド・ノ・（モ）・ヨ・ロの二十音（清音十三音、モは『古事記』に特有）に発音の違いに基づく二系列の仮名グループ（甲類・乙類）の書き分けが存在したとするのである。これを一般に「上代特殊仮名遣い」といい、その主要な特殊仮名（点線部左側は訓仮名）を類別に次表で示す。

類	キ ギ ヒ ビ ミ	ケ ゲ ヘ ベ メ	コ ゴ ソ ゾ ト ド ノ ヨ ロ
	吉伎祇藝比卑毗弥美	家計牙雅敝弊辨便賣馬	古故呉胡蘇素俗 刀斗度渡努怒用欲路漏

乙 類	甲
奇紀疑宜非悲備 貴記義 木城 肥飛 火干 尾微 身実	岐枳 寸杵 日檜 三見 必嬪婢鼻民
氣既宜義閑倍 導 拜 戸經 目眼	祁鷄夏 霸陸別 部邊 女婦 咩面
己許其期曾増叙序等登杼騰乃能余與呂里 巨去暑 所則賊 得 跡常 笑籠世四	孤祐吾後宗祖 子籠 十麻 門利 土 野 弩 容 夜

先の大伴旅人歌を例に挙げると、初句「余能奈可波」ではヨとノとが特殊仮名遣いに該当する。「よのなか」の類句は五音節句で頻度順位20位40例ある（日吉『万葉集表記別類句索引』1992）が、仮名表記に限れば、巻 に

・余能奈可 ・余能奈迦 ・余乃奈可 ・余乃奈迦 ・与能奈可 ・餘乃奈加

9例の種であり「よ」には「余・与・餘」（乙類）を使い、ノには「能・乃」（乙類）を使っている。ところが、同じ一音節語でも、「夜」の意味の仮名書例を見ると「欲・用」（甲類）を用いて「余・与・餘ノ世・四」などは用いない。ノについてもノの仮名には「努・弩ノ野」（甲類）もあるのに助詞のノには乙類しか用いない。これに対し、「たのし」は、巻 に「多努之、多努斯、多努志」と3例とも甲類を使う。

この書き分けの存在に初めて気づいたのは本居宣長である（『古事記伝』一之巻「仮字の事」）が、むしろそれが発音の違いに基づく書き分けであると考えたわけではない。語彙（意味）が異なるから仮名遣いが異なるというように判断したのは、弟子の石塚龍麿『仮字遣奥山路』（三巻）も同じであった。「此等の仮名の区別が奈良朝又は其以前にあった音韻上の差別に基くものである」ことの指摘は、石塚龍麿から百年を経て橋本進吉「国語仮名遣研究史の一発見―石塚龍麿の仮字遣奥山路について―」（『帝国文学』1917.11「文字及仮名遣の研究」1947所収）を待たなければならなかったのである。

上代文献を扱う上で上代特殊仮名遣いの知識は不可欠なものであり、今日までに、「上・神」「日・火」「日に異に・朝に日に」など甲乙類の相違による語源・語彙同一語根（結合単位）内ではオ列甲類＋オ列甲類＝百、ウ列＋オ列甲類＝室、オ列乙類＋オ列乙類＝琴の結合はあるが、オ列甲類＋オ列乙類という結合はない、などの音節結合の法則（有坂秀世『国語音韻史の研究』1957）

「乙類エ列とア列音」酒坏＝sak→sakaduk、「乙類イ列とウ列音」月夜＝tuk→tukyo、「乙類イ列と乙類オ列」木立＝k→kdatiなどの母音の交替現象

活用形と特殊仮名遣いの関係（完了の助動詞「り」の命令形接続）（動詞のみ掲載）

四段（カ・ハ・マ行）	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形
カ行変格活用	コ乙	キ甲			エ列乙	エ列甲

上ー（カ・マ行）	イ列甲	イ列甲	イ列甲	イ列甲	イ列甲	イ列甲
上二（カ・ハ・マ行）	イ列乙	イ列乙				イ列乙
下二（カ・ハ・マ行）	エ列乙	エ列乙				エ列乙

などを究明してきた。橋本進吉以降、大野晋『上代仮名遣の研究』¹⁹⁵³ほかによって通説化するに至った八母音説が、近年、五母音説を主張する松本克己「古代日本語母音組織考」^{1975:3}、『古代日本語母音論ー上代特殊仮名遣の再解釈』¹⁹⁹⁵所収）、森重敏「上代特殊仮名遣とは何か」^{1975:9}、『上代特殊仮名音義ー五十音図的音韻体系の論ー』¹⁹⁸⁴所収）、森重敏『続上代特殊仮名音義ー乙類仮名を含む語彙の攷ー』¹⁹⁸⁷、六母音説を主張する服部四郎「日本語は六母音である」^(『言語5-12』1976:12)などによって再考され、八母音が均質なものではなく、甲類と乙類、あるいはイ・エ列とオ列の間などに現れ方の差異があるなどの問題点が明らかになりつつある。